

■定款一部変更

現行	変更案
(事業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)(2) (記載省略) (3) 企業の情報化に関する内外の情報・資料の調査、収集、分析及び提供 (4)(5) (記載省略) 2 (記載省略)	(事業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)(2) (現行通り) (3) 企業の情報化に関する内外の情報・資料の調査、収集、分析及び提供並<u>びに出版</u> (4)(5) (現行通り) 2 (記載省略)
(法人の構成員) 第5条 本会の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法<u>(以下「法人法」という。)</u>上の社員とする。 2～3 (記載省略)	(法人の構成員) 第5条 本会の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法<u>(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)</u>上の社員とする。 2～3 (現行通り)
(資格の喪失) 第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 成年後見人又は被保佐人となる審判が<u>確定したとき。</u> (2)～(4) (記載省略)	(資格の喪失) 第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (削除) (1)～(3) (現行通り)
(権限) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(3) (記載省略) (4) 貸借対照表、<u>正味財産増減計算書</u>及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認 (5)～(8) (記載省略)	(権限) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(3) (現行通り) (4) 貸借対照表、<u>活動計算書</u>及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認 (5)～(8) (現行通り)

現行	変更案
(定足数) 第18条 総会は、総正会員の<u>過半数以上</u>の出席をもって成立する。	(定足数) 第18条 総会は、総正会員の<u>過半数</u>の出席をもって成立する。
(種類及び定数) 第 23 条 本会に次の役員を置く。 (1)理事 15 名以上 <u>25 名以内</u> (2)監事 3 名以内 2～4 (記載省略)	(種類及び定数) 第 23 条 本会に次の役員を置く。 (1)理事 15 名以上 <u>27 名以内</u> (2)監事 3 名以内 2～4 (現行通り)
(権限) 第32条 理事会は、次の職務を行う。 (1)～(2) (記載省略) (3)会長、副会長、理事長、専務理事及び<u>常務理事</u>の選定及び解職 (4) (記載省略)	(権限) 第32条 理事会は、次の職務を行う。 (1)～(2) (現行通り) (3)会長、副会長、理事長、専務理事及び<u>常務理事並びに業務執行理事</u>の選定及び解職 (4) (現行通り)
(事業計画及び収支予算) 第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに<u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 (記載省略)	(事業計画及び収支予算) 第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書<u>その他法令で定める書類</u>については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 (現行通り)
(事業報告及び決算) 第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。	(事業報告及び決算) 第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。<u>ただし、第6号の書類に記載すべき事項を財務諸表に対する注記に記載したときは、当該書類を</u>

現行	変更案
(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>正味財産増減計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書の附属明細書</u> (6) 財産目録 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1)～(3) (記載省略) (4) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u> 3 (記載省略)	<u>作成しないことができる。</u> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>活動計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>活動計算書の附属明細書</u> (6) 財産目録 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1)～(3) (現行通り) (4) <u>運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類</u> 3 (現行通り)
(公益目的取得財産残額の算定) <u>第41条</u> 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。	(条文削除、以下条文番号繰上げ)
(定款の変更) <u>第42条</u> この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、<u>第44条</u>の規定はこれを変更することができない。	(定款の変更) <u>第41条</u> この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、<u>第43条</u>の規定はこれを変更することができない。
(公益認定の取消し等に伴う贈与) <u>第44条</u> 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、	(公益認定の取消し等に伴う贈与) <u>第43条</u> 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総

現行	変更案
総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(残余財産の帰属) <u>第45条</u> 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	(残余財産の帰属) <u>第44条</u> 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(追加)	<u>附則 令和7年6月18日 施行</u> <u>但し、第14条第4号、第40条第1項及び第2項に規定する書類の名称の変更は、令和7年4月1日に開始する事業年度に係る書類から施行するものとし、改正前の定款第41条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和7年4月1日に開始する事業年度に係るものから廃止する。</u>